

松戸市会計年度任用職員(事務補助)登録案内

○ 登録制度について

松戸市では、会計年度任用職員(事務補助)として市役所で勤務していただける方を募集しています。会計年度任用職員とは、一会計年度内(4月～翌3月)を任期とする一般職の非常勤職員です。事務補助業務を対象とした募集に際しては、あらかじめ希望する勤務条件等を登録していただき、必要に応じて、条件の合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用します。

○ 任用までの流れ

- (1) 「松戸市オンライン申請システム」から、会計年度任用職員(事務補助)希望の登録をします。
- (2) 任用の必要が生じた際に、書類選考を行った後、面接等のご連絡をします。
- (3) 面接等にて選考を行った後、後日結果についてご連絡をします。

注意事項

- ※ ご登録いただいても、求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。
- ※ 案内する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合もあります。
- ※ 会計年度任用職員は、登録者から選考するほか、ハローワーク等により直接募集することもあります。
- ※ 登録期間は、申請日から概ね1年間となります。任用されないまま、申請から1年を過ぎた場合は、改めて登録申請を行ってください。また、松戸市以外で採用が決まった等の理由で、登録申請を取り下げの場合は、松戸市総務部人事課までご連絡ください。
- ※ 外国籍の方で採用日において就労が制限される在留資格の方は申込みできません。

○ 国籍・年齢・性別に制限はありませんが、次のいずれかに該当する場合は登録することができません

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 松戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 登録方法

下記 QR コード又は URL から、【松戸市オンライン申請システム「会計年度任用職員(事務補助)登録申請手続き」】にログインし、必要事項を入力の上、登録申請してください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/procedures/apply/bf4c1537-efb2-42a6-bc7c-1ed59068db93/start>

- ※ 同システムの利用者登録がお済みでない方は、先に「利用者の新規登録(個人としての登録)」をしてください。
- ※ やむを得ない事情により、インターネットによる申込みができない方は人事課へご連絡ください。

○ 勤務条件(事務補助)

任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
勤務場所	本庁舎ほか市内出先機関
業務内容	正規職員が行う業務の補助（窓口・電話対応や、パソコン上でのデータ入力など） ※ 配属される職場によって異なりますので、面接時にご確認ください。
任用期間	原則 1 ヶ月以上 1 年以内 ※ 各年度(4月1日から翌年の3月31日)の範囲内で定める期間。 ※ 勤務実績が良好かつ次年度も同様の職がある場合、公募によらず再度任用することがあります。
条件付 採用期間	任用の都度、原則1ヶ月間は条件付採用となります。 ※ 職務遂行能力について実務を通じて確認するための期間です。
報酬額	時給 1,323 円～1,353 円(本市における同一職種の経験年数に応じて異なります)
報酬の支給日	翌月 21 日 ※ 支給日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の土曜・日曜・祝日でない日
勤務日数 ・勤務時間	原則、下記いずれかのパートタイム勤務 週 5 日(平日)1 日 5 時間 30 分勤務 9 時 30 分～15 時 45 分(休憩 45 分) 週 4 日(平日)1 日 6 時間勤務 9 時 30 分～16 時 15 分(休憩 45 分) 週 3 日(平日)1 日 5 時間勤務 9 時 30 分～15 時 15 分(休憩 45 分) ※ 勤務場所などによって異なりますので、面接時にご確認ください。
時間外勤務	原則なし
通勤費用	支給要件(自宅から勤務地まで片道2km以上)を満たした場合に支給
期末・勤勉 手当	6 月と 12 月に在職期間に応じて支給 ※ 支給要件…基準日に在籍し、任期 6 ヶ月以上かつ週 15 時間 30 分以上の勤務
休日	土曜・日曜・祝日・年末年始(週 4 日勤務の場合はあわせて平日の曜日固定の 1 日、週3日勤務の場合はあわせて平日の曜日固定の2日) ※ 勤務場所などによって異なる場合がありますので、面接時にご確認ください。
休暇等	年次有給休暇、特別休暇(忌引休暇等)を本市の規定により付与します。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※ 健康保険、厚生年金保険加入要件:下記①～③の全てを満たすこと。 ①2 ヶ月以上の継続雇用②1 ヶ月の報酬 8.8 万円以上③週 20 時間以上勤務 ※ 雇用保険加入要件:週 20 時間以上勤務
災害補償	千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例または労働者災害補償保険法により補償
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ※ 営利企業等への従事(兼業)は可能ですが、届出が必要となります。

○ こどもと接する業務へ従事する場合の特記事項

- ・ こどもと接する業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※ 「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記参照条文をご確認ください。

○ 参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)
(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

- ※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第 440 号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。